

「令和7年度第2回群馬県社会福祉審議会」を開催します

『群馬県福祉プラン（令和2年度～令和7年度）』では、計画の実施状況について数値目標等をもとに自己評価を行うとともに、群馬県社会福祉審議会※において、第三者による点検・評価を実施することとしています。また、同計画は、今年度末で計画期間が終了することから、県では、次期計画の策定に着手しています。

このたび、令和6年度における同計画の取組状況に関する点検・評価等を行うとともに、次期計画を策定するため、以下のとおり「令和7年度第2回群馬県社会福祉審議会」を開催します。

- 1 日時 令和7年11月18日（火） 午前10～正午
- 2 会場 県庁29階 第一特別会議室（前橋市大手町一丁目1-1）
- 3 出席者 審議会委員のほか、福祉局長等
- 4 議事
 - （1）「群馬県福祉プラン」（令和2年度～令和7年度）の点検・評価について
 - （2）（仮称）「群馬県福祉プラン」（令和8年度～令和12年度）の計画案について
- 5 会議の傍聴
 - （1）会議は、原則公開とします。
 - （2）傍聴は定員5名で先着順とします。会議開始30分前から受け付け、定員に達し次第受付を終了します。なお、受付開始時点で定員を超える場合は、抽選となります。

※「社会福祉審議会」とは？

社会福祉に関する事項を調査審議するために、社会福祉法に基づき各都道府県、指定都市及び中核市に設置される機関です。知事・市長の監督に属し、諮問に答えるとともに知事・市長に対して意見を行います。構成委員は、社会福祉事業に従事する者及び学識経験者等から知事・市長が任命します。